

東京大学低温科学研究センター 液体窒素容器等再検査 内規

平成 26 年 6 月 4 日
制 定
令和 2 年 2 月 1 日 改定

高圧ガス保安法に定められた液体窒素用超低温容器（通称、自加圧式容器。以下、「液体窒素容器」という。）の容器再検査及び附属品再検査（以下、「容器等再検査」という。）について、必要な事項を以下の通り定める。

1. 容器等再検査の対象

- （1） 容器等再検査の対象は、本学で使用する内容積 120 リットル以下の液体窒素容器及び附属するバルブ、安全弁、圧力計とする。

2. 容器等再検査の受検方法及び検査結果の通知

- （1） 容器等再検査の申請者は、本学教職員とする。
- （2） 低温科学研究センターは、容器等再検査の結果について、書面で申請者へ通知する。
- （3） 容器等再検査の申請と容器の受け渡し方法は、「東京大学低温科学研究センター利用の手引き（容器等再検査編）」に定める。

3. 容器等再検査の料金

- （1） 容器等再検査の料金は、運営委員会で決定し、運営費交付金、受託研究費、寄附金等の部局間振替の場合は部局間振替により、科学研究費補助金等の場合は請求書により徴収する。

附則

この内規は、平成 26 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この内規は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。